

江田島市特定事業主行動計画の改定について

1 背景・目的

本市では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、職員の仕事と子育ての両立及び女性の活躍推進を図るため、平成29年4月に「江田島市特定事業主行動計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画における取組により、年次有給休暇の取得日数や管理職の女性割合等の取組項目では改善傾向が見られるものの、時間外勤務の縮減や男性の育児休業取得率など目標値との乖離が大きい項目も見受けられ、改善に向けて継続した取組が必要となります。

このため、次世代法及び女性活躍推進法の適用期間を踏まえ、本計画の計画期間を、令和7年度まで延長します。また、期間を延長した令和4年度以降を、後期計画期間として位置付け、目標値等の見直しを行い、より一層の推進を図ります。

＜ 次世代法・女性活躍推進法とは＞

次世代法とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会をつくるため、子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援や環境の整備をする各種施策について定められた法律です。

女性活躍推進法とは、男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展や、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために、女性の職業生活における活躍を推進する各種施策について定められた法律です。

次世代法・女性活躍推進法には、地方公共団体においても、雇用する事業主として、「特定事業主行動計画」を策定するよう定められています。

2 計画期間

平成29年度～令和7年度（令和4年度～令和7年度：後期計画期間）

3 目標

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (2) 仕事と子育ての両立
- (3) 女性の活躍推進

4 数値目標

- (1) 職員の勤務環境に関するもの

指 標		目標設定時 (平成27年度)	令和3年度 目標値	現状値 (令和2年度)	令和7年度 目標値
育児休業の 取得率	男性職員	0%	10%	0%	30%
	女性職員	100%	100%を維持	100%	100%を維持

(2) 時間外勤務の縮減

指 標	目標設定時 (平成 27 年度)	令和 3 年度 目標値	現状値 (令和 2 年度)	令和 7 年度 目標値
月平均時間外勤務数	9.3 時間	月平均 9 時間未満	11.1 時間	月平均 9 時間未満

(3) 休暇取得の促進

指 標	目標設定時 (平成 27 年度)	令和 3 年度 目標値	現状値 (令和 2 年度)	令和 7 年度 目標値
年次有給休暇の 平均取得日数	8.6 日	10 日以上	10.3 日	11 日以上

(4) 女性職員の活躍推進に向けた取組

指 標	目標設定時 (平成 28 年度)	令和 3 年度 目標値	現状値 (令和 3 年度)	令和 7 年度 目標値
管理的地位にある職 員の占める女性割合	15.5%	25%以上	20.8%	25%以上

5 目標を達成するための行動計画

- (1) 職員の勤務環境に関するもの（子どもの出生時における父親の休暇の取得の推進等）
- (2) 時間外勤務の縮減（一斉定時退庁日の実施，職員の意識啓発等）
- (3) 休暇取得の促進（年次有給休暇の計画的な取得，連続休暇の取得の促進等）
- (4) 女性職員の活躍推進に向けた取組（管理的地位への登用，人材育成等）
- (5) その他の次世代育成支援対策に関する事項（子育てバリアフリーの推進等）

